

議案第77号

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷美術館	公益財団法人せ たがや文化財団	東京都世田谷区太子 堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館	公益財団法人せ たがや文化財団	東京都世田谷区太子 堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー	公益財団法人せ たがや文化財団	東京都世田谷区太子 堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館	公益財団法人せ たがや文化財団	東京都世田谷区太子 堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで